

令和5年第6回宮崎市議会（12月定例会）

提出案件一覧（その2）

1 件数

	今 回	累 計
議 案	13 件	(48 件)
報 告	0 件	(6 件)
合 計	13 件	(54 件)

2 内訳

(1) 議案（13件）

①令和5年度補正予算案（その2）（9件） ⇒ 議案第203号～議案第211号

②条例案（4件） ⇒ 議案第212号～議案第215号

3 議案の概要

議案第203号から議案第211号まで 令和5年度補正予算案（その2）（9件）

《一般会計》

議案第203号 令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第7号）案
【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第204号 令和5年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第1号）案
議案第205号 令和5年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第206号 令和5年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第207号 令和5年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第1号）案
議案第208号 令和5年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）案
【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第209号 令和5年度宮崎市水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第210号 令和5年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第211号 令和5年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）案
【上下水道局 管理部 財務課】

別添「令和5年度12月補正予算案概要（その2）」のとおり

議案第212号から議案第215号まで 条例案（4件）

議案第212号 宮崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

国家公務員の給与に関する人事院の勧告を踏まえ、本市職員に支給する給与についての改定を行う等のため。

◇主な内容

1 給料表

「行政職給料表（別表第1）」及び「医療職給料表（別表第2）」の給料月額を引き上げる。

※ 特定任期付職員については、給料月額を4,000円から9,000円引き上げる。

2 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のとおり年間でそれぞれ0.05月分ずつ引き上げる。

《令和5年度》12月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ（2.3月）

《令和6年度》年間の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ（2.25月）

		現行	改正後	
			令和5年度	令和6年度
6月支給割合	期末手当	1.2月（0.675月）	変更なし	1.225月（0.6875月）
	勤勉手当	1.0月（0.475月）	変更なし	1.025月（0.4875月）
	計	2.2月（1.15月）	変更なし	2.25月（1.175月）
12月支給割合	期末手当	1.2月（0.675月）	1.25月（0.7月）	1.225月（0.6875月）
	勤勉手当	1.0月（0.475月）	1.05月（0.5月）	1.025月（0.4875月）
	計	2.2月（1.15月）	2.3月（1.2月）	2.25月（1.175月）
合計		4.4月（2.3月）	4.5月（2.35月）	4.5月（2.35月）

※ 表内の（ ）書きは、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員。

※ 特定任期付職員については、令和5年度から期末手当の支給割合を年間で0.1月分引上げ、令和5年度12月の期末手当の支給割合を1.75月分、令和6年度6月及び12月の期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とする。

3 初任給調整手当

初任給調整手当の支給上限額を次のとおり引き上げる。

	現行	改正後
医療職給料表の適用を受ける職員	月額 414,800円	月額 415,600円
上記以外の医師及び歯科医師	月額 50,800円	月額 51,100円
獣医師	月額 30,000円	月額 70,000円

4 会計年度任用職員の給与改定の時期等

給与条例の改正により常勤の職員の給与の額に改定があった場合における会計年度任用職員の給与の額の改定は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（月額報酬職員及び時間額報酬職員のうち市長が別に定める者に限る。）は給与条例の適用を受ける職員の例によることとし、それ以外のパートタイム会計年度任用職員は改正後の給与条例の施行の日の翌月以降の給与（改正後の給与条例の施行の日が4月1日であるときは、同日以降の給与）について行うこととする。

5 その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に名称を変更する。

◇施行期日

公布の日（ただし、1に係る規定及び3に係る規定（獣医師を除く。）は、令和5年4月1日に遡って適用。2のうち令和5年度に係る規定は令和5年12月1日に遡って適用、令和6年度に係る規定は令和6年4月1日施行。3のうち獣医師に係る規定は令和6年4月1日から施行。）

議案第213号 宮崎市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の給与改定を踏まえ、議会の議員の期末手当の額の改定を行うため。

◇主な内容

議会の議員の期末手当の支給割合を、次のとおり年間で0.1月分引き上げる。

《令和5年度》12月の期末手当を0.1月分引上げ（1.75月）

《令和6年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げ（1.7月）

	現行	改正後	
		令和5年度	令和6年度
6月期末手当の支給割合	1.65月	変更なし	1.7月
12月期末手当の支給割合	1.65月	1.75月	1.7月
合計	3.3月	3.4月	3.4月

◇施行期日

公布の日（ただし、令和5年度に係る規定は、令和5年12月1日に遡って適用。令和6年度に係る規定は、令和6年4月1日施行。）

議案第 2 1 4 号 宮崎市常勤の特別職の給与に関する条例及び宮崎市教育長の給与等に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

本市職員の給与改定を踏まえ、常勤の特別職及び教育長の期末手当の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

- ・ 市長、副市長、上下水道局長、代表監査委員及び教育長の期末手当の支給割合を、次のとおり年間で0.1月分引き上げる。

《令和5年度》12月の期末手当を0.1月分引上げ（1.75月）

《令和6年度》6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.05月分引上げ（1.7月）

	現行	改正後	
		令和5年度	令和6年度
6月期末手当の支給割合	1.65月	変更なし	1.7月
12月期末手当の支給割合	1.65月	1.75月	1.7月
合計	3.3月	3.4月	3.4月

- ・ 当分の間、市長の期末手当の支給割合を年間3.3月とする。

◇施行期日

公布の日（ただし、令和5年度に係る規定は、令和5年12月1日に遡って適用。令和6年度に係る規定は、令和6年4月1日施行。）

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の所得割額等の減額を行うため。

◇主な内容

1 出産した被保険者等に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額（第 23 条第 3 項）

出産した被保険者等に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を、単胎妊娠の場合は、当該出産被保険者の出産の予定の日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から 4 か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定月の 3 月前から 6 か月間（以下「産前産後期間」という。）減額する。

2 出産した被保険者等に係る届出（第 24 条の 3）

国民健康保険税の納税義務者は、出産した被保険者等が世帯に属する場合には、産前産後期間の減額に係る届書を提出しなければならない。

◇施行期日

令和 6 年 1 月 1 日（経過措置の規定あり）